

## 4月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和4年4月26日（水） 午後2時00分～午後2時38分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏  
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 西川 倫子  
事 務 局 教 育 次 長(寺本賢介) 教育総務課長(松本圭史)  
学校教育課長(鈴木聖慈) 幼児教育課長(豊田香織)  
スポーツ・生涯学習課長(戸田昌宏) 図書館長(菅沼 稔)  
教育総務課長代理(竹中幹晴)
- 4 報 告 第 3 号 ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命  
について  
第 4 号 湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について  
第 5 号 湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における独  
立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する  
規則の一部改正について
- 5 議 案 第 14 号 湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興セ  
ンター共済掛金に関する規則の一部改正について

午後 2 時00分開会

**(渡辺教育長)** 出席は 5 名、定足数に達しているなので、令和 4 年 4 月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

**(教育総務課長)** 2 月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第 3 号「令和 4 年度当初予算要求について」、3 月 23 日開催の湖西市議会 3 月定例会において一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳入 11 億 2,846 万 8,000 円、歳出 38 億 4,406 万 1,000 円が要求どおり可決されたので、報告する。

---

**(渡辺教育長)** それでは審議に入る。

報告第 3 号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第 3 号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、ジュニアスポーツクラブ推進委員会設置要綱（平成 6 年湖西市教育委員会告示第 11 号）第 4 条の規定により、下記の者をジュニアスポーツクラブ推進委員に委嘱又は任命したので報告する。令和 4 年 4 月 26 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は、名簿にあるとおり 18 人で、任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間である。中学生を対象に地域のスポーツ指導者により、学校の枠を外してジュニアスポーツクラブを開設し、地域におけるジュニアスポーツ活動の啓発を図ることを目的に推進委員会を設置している。委員は 5 人が新任の委員で、他 15 人の委員は再任となり、スポーツ関係団体の役員、各種目の指導者、中学校教頭と行政職員で構成している。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第 4 号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第 4 号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進委員会委員に委嘱したので報告する。令和 4 年 4 月 26 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

委嘱した委員は、名簿にあるとおり 20 人で、任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間である。スポーツ推進委員には、スポーツ活動の促進に寄与していただき、各種事業や行事の企画運営協力をいただいている。今回の委嘱にあたっては、全員が再任となるが、前回委嘱時より 4 人の委員減となる。

**(渡辺教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(河合委員)** 各地区バランスよく構成されているということであるが、各地区何人程度であるか。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 各地区 2 人から 3 人程度である。

**(袴田委員)** 退任された 4 人の退任理由は。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 詳しい理由までは聞いていない。

---

**(渡辺教育長)** 続いて、報告第 5 号「湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

**(幼児教育課長)** 報告第 5 号「湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」、湖西市立保育所及び幼保連携型認定こども園における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（令和 2 年湖西市規則第 27 号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和 4 年 4 月 26 日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

湖西市立の保育所や幼保連携型認定こども園では、保護者の同意のもと、すべての在籍園児が日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入している。この掛金のうち、要保護者については全額免除していることから、免除前の金額を特に規定していなかったが、同センターから、要保護者の掛金を明記するよう指摘があったことから、本内容に改正したものである。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 保育所が24円なのに対し、こども園はなぜ162円なのか。

(幼児教育課長) 日本スポーツ振興センターの要綱にある区分表に基づき設定されている。

(袴田委員) もともとの区分が決まっているということですか。

(幼児教育課長) そのとおりである。

(河合委員) 要保護者というのはその親を指すことは分かるが、一般というのはだれを指すのか。

(幼児教育課長) 要保護者は生活保護法で保護を受けているか否かに関わらず、保護を必要とする状態かつ非課税世帯である者を指し、一般というのはそれ以外の者を指す。

(河合委員) 保護者の中でも区分が2つに分かれているということですか。

(幼児教育課長) そのとおりである。

---

(渡辺教育長) 続いて、議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（令和2年湖西市教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和4年4月26日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺 宜宏。

この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条の規定により、保護者負担額に関し、必要な事項を定めているものである。要保護者の保護者負担額を明記するため、保護者負担額を示した表を、一般と要保護者の欄を設けるよう変更する。第2条に定義として、保護者負担額と要保護者を示している。保護者負担額とは、湖西市立の幼稚園、小学校及び中学校の児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の年額であり、要保護者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者のことである。保護者負担額は、小中学校では、一般460円、要保護者20円、幼稚園は、一般も要保護者も162円となる。なお、この規則は公布の日から施行するものとしている。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 要保護者の保育園24円と小中学校の20円の差は何かあるのか。

(学校教育課長) 日本スポーツ振興センターより指定されているため当方で決めている金額ではない。

(渡辺教育長) それでは、議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第14号「湖西市立学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

---

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和4年4月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後2時38分終了